

教育長の臨時代理による事務処理の指示について

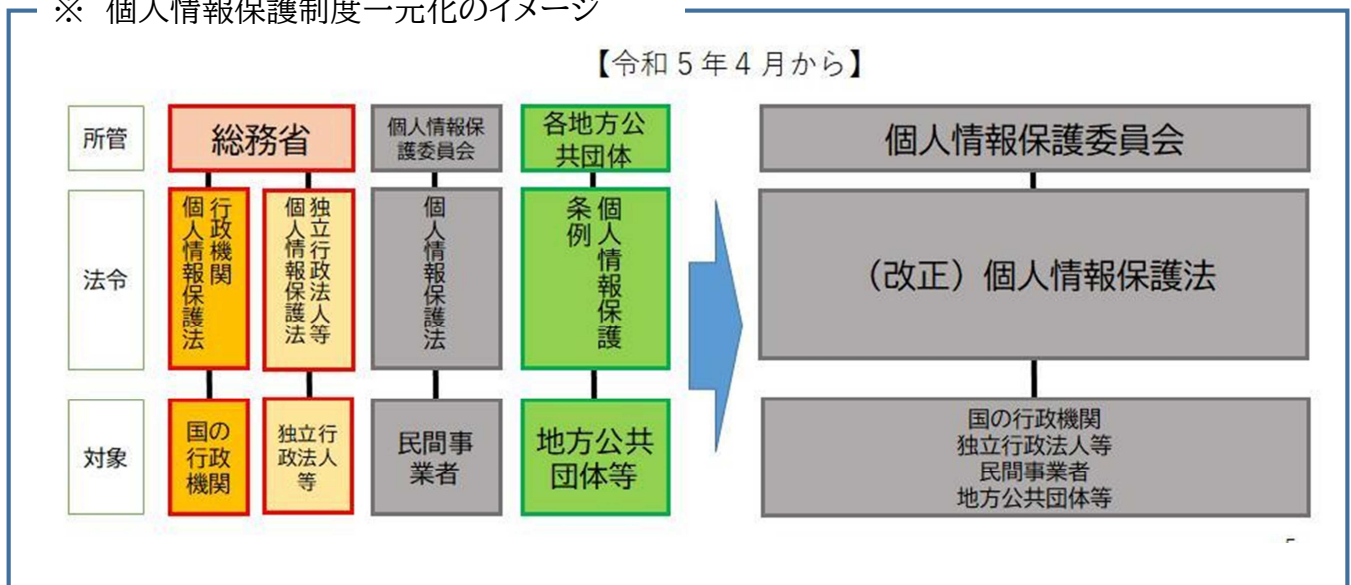
1 指示する内容

中野区教育委員会の権限に属する事務の臨時代理に関する規則第2条第1項第2号の規定に基づき、中野区個人情報の保護に関する法律等施行規則（以下「施行規則」という。）の制定手続きについて、教育長の臨時代理による事務処理を指示する。

2 施行規則制定の趣旨

国は、令和3年5月、データ流通の促進と統一的な個人情報保護水準の確保を目的として個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）を改正し、国、地方公共団体等の共通ルールを定め、当該個人情報保護制度の所管を国の個人情報保護委員会に一元化することとした。これを受け、区は、法の施行に関し必要な事項を定める条例として、中野区個人情報の保護に関する法律施行条例（以下「条例」という。）を制定した。法及び条例が令和5年4月1日に施行されることに伴い、その施行に関し必要な事項を定める教育委員会規則として、施行規則を制定する。また、これに伴い、現行の中野区個人情報の保護に関する条例施行規則は廃止する。

※ 個人情報保護制度一元化のイメージ



3 施行規則の概要

法、法施行令及び条例の施行に関し必要な事項として下記の内容を定める。

(1) 個人情報管理責任者の設置

各課等における保有個人情報の管理に関する事務を総括する、個人情報管理責任

者の設置等について定める。

(2) 特定個人情報等を取り扱う業務に係る安全管理措置

個人番号及び特定個人情報を取り扱う業務について、安全管理措置を講じること等を定める。

(3) 保有個人情報等の廃棄又は消去の方法等

保有個人情報の廃棄又は消去の方法等を定める。

(4) 外部委託等の条件等

保有個人情報に係る事務処理の委託等の際に付する条件等について定める。

(5) 利用目的以外の目的のための利用又は提供の届出

利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用、提供する際の手続き等について定める。

(6) 保有個人情報の提供に当たっての措置

他の行政機関等に保有個人情報を提供する際の手続き、措置等について定める。

(7) 個人情報ファイル簿の作成及び公表

個人情報ファイル簿（個人情報が記録されたシステムや名簿等の帳簿）の作成、取扱い、公表等について定める。

(8) 開示請求等に係る規定

個人情報の開示請求等に関して、手続き、開示方法、様式等を定める。

(9) 利用停止請求等に係る規定

個人情報の利用停止請求等に関して、様式を定める。

(10) 中野区情報公開・個人情報保護審査会への諮問に係る規定

中野区情報公開・個人情報保護審査会への諮問に係る様式を定める。

4 指示する理由

施行規則を制定するに当たっては、区長部局の制定する規則との整合を図る必要があるが、現時点で区長部局の規則の内容が確定していない。一方で、条例等が令和5年4月1日施行されることから、同日以前に規則を制定する必要がある。規則の内容が確定次第、速やかに制定手続きを行うため、本件事務処理について、教育長が臨時に代理することを教育委員会としてあらかじめ指示する。

5 今後の予定

令和5年3月下旬

教育長の臨時代理による規則制定及び公布手続き

令和5年4月7日

教育委員会定例会において、教育長の臨時代理による事務処理の実施の報告